

別添5-2

様式第13号(第6条第2号関係)

補 助 金 収 支 明 細 書

施設名 _____

(保育士等の特別配置関係)

区分	配置保育士数 人	担当保育士氏名	配置月 月	支 出 額 円	補 助 基 準 額 円	要 補 助 額 円	受 入 額 円	差 額 円
低年齢児保育保育士等特別配置費事業			~					
加配保育士特別配置事業			~					
雇用安定・年度途中児童受入準備保育士配置事業			~					
看護師配置事業			~					

(延長保育事業 特定分)

支 出 額 円	補 助 基 準 額 円	要 補 助 額 円	受 入 額 円	差 額 円

(延長保育事業 特例措置分)

支 出 額 円	補 助 基 準 額 円	要 補 助 額 円	受 入 額 円	差 額 円

(一時預かり事業 一般型分)

支 出 額 円	補 助 基 準 額 円	要 補 助 額 円	受 入 額 円	差 額 円

(一時預かり事業 余裕活用型分)

補 助 基 準 額 円	要 補 助 額 円	受 入 額 円	差 額 円

(一時預かり事業 特例措置分)

支 出 額 円	補 助 基 準 額 円	要 補 助 額 円	受 入 額 円	差 額 円

別添6-1

様式第16号(第6条第5号関係)

延長保育事業実績報告書

開所時間	実施類型	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実利用人数	基準額
11時間 (時 分 ~ 時 分) 延長保育も含 めた時間 (時 分 ~ 時 分)	延長時間	平均延べ利用人数(人)												人	円
	保育短時間 前														
	後														
	保育標準時間 前														
	後														
	前														
	後														
	前														
後															
計														人	円

別添6-2

様式第16号(第6条第5号関係)

延長保育事業実績報告書

開所時間	実施類型	平均対象(利用)児童数												基準額	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実利用児童数	保育短時間認定 ア
(時 分 ~ 時 分)	保育短時間認定	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	
	前 分延長														
(時 分 ~ 時 分)	後 分延長													円	
	保育標準時間認定	年間実利用児童数													人
	前30分延長														保育標準時間認定 イ
	後30分延長														
	前1時間延長														
	後1時間延長														
	前2時間延長														
	後2時間延長														
合計													ア+イ		
合計													円		
年間実利用児童数														人	

別添7-1

様式第19号(第6条第8号関係)

看護師配置事業実績調書

(看護師配置事業)

対象児童名	生年月日	対象児童の必要とする医療行為

看護師氏名	配置月 月	支出済額 (配置月分) A 円	寄付金その他の 収入額(配置月 分) B 円	差引額 (A-B) C 円	補助基準額 D 円	補助基本額 CおよびDのう ちいずれか少な い額 E 円	補助金額 円	延勤務 日数 日	備考

別添7-2

様式第19号(第6条第8号関係)

看護師配置事業実績調書

(看護師配置事業)

対象児童名	生年月日	対象児童の必要とする医療行為

看護師氏名	延勤務 日数 日	配置月 月	支出済額 (配置月分) A 円	補助基準額 B 円	補助基本額 AおよびBのうちい ずれか少ない額 円	補助金額 円	備考

(令和5年10月24日揭示済み)

草津市告示第248号

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年10月24日

草津市長 橋 川 涉

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第96号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後				改正前			
第1条～第6条 <現行どおり> 別表（第2条関係）				第1条～第6条 <省略> 別表（第2条関係）			
事業	事業の内容	補助の要件	補助金額	事業	事業の内容	補助の要件	補助金額
保育費	<現行どおり>	(1)～(2) <現行どおり>	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号または第3号に規定する児童における年齢別の基本分単価（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）の基本分単価をいう。）の20分の1に相当する額（小数点以下は、切り捨てる。）に各月の初日現在における在籍児童数（子ども・子育て支援法第19条第1号に規定する児童の数を除く。）を認定区分および年齢に応じてそれぞれ乗じて得た額の合計額	保育費	<省略>	(1)～(2) <省略>	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号または第3号に規定する児童における年齢別の基本分単価（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）の基本分単価をいう。）の20分の1に相当する額（小数点以下は、切り捨てる。）に各月の初日現在における在籍児童数（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する児童の数を除く。）を認定区分および年齢に応じてそれぞれ乗じて得た額の合

改正後				改正前			
							計額
低年齢児 保育保育 士等特別 配置事業	低年齢児 の保育を 実施して いる私立 認可保育 所等にお いて保育 士等（保 育士（滋 賀県児童 福祉法に 基づく児 童福祉施 設の設備 および運 営に關す る基準を 定める条 例（平成 24年滋賀 県条例第 64号）に 基づき保 育士とみ なされた 者を含む。 ）および 保育教諭 等（滋賀 県就学前 の子ども に關する 教育、保 育等の総 合的な提 供の推進 に關する 法律に基 づく幼保 連携型認 定こども 園の設備 および運 営に關す	＜現行ど おり＞	＜現行どおり＞	低年齢児 保育保育 士等特別 配置事業	低年齢児 の保育を 実施して いる私立 認可保育 所等にお いて保育 士等（保 育士（滋 賀県児童 福祉法に 基づく児 童福祉施 設の設備 および運 営に關す る基準を 定める条 例（平成 24年滋賀 県条例第 64号）に 基づき保 育士とみ なされた 者を含む。 ）および 保育教諭 等（滋賀 県就学前 の子ども に關する 教育、保 育等の総 合的な提 供の推進 に關する 法律に基 づく幼保 連携型認 定こども 園の設備 および運 営に關す	＜省略＞	＜省略＞

改正後				改正前			
	る基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）に基づき保育教諭に代えて配置された者を含む。）を特別配置する事業				る基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）に基づき保育教諭に代えて配置された者および「 <u>幼保連携型認定こども園における職員配置にかかると例について</u> 」（令和3年2月12日付け滋子青第308号滋賀県健康医療福祉部長通知）に基づき保育士とみなされた者を含む。）を特別配置する事業		
障害児入所保育所等保育士等特別配置費	《現行どおり》	《現行どおり》	1 障害が軽・中度の児童の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額。ただし、補助対象保育士等を配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に	障害児入所保育所等保育士等特別配置費	《省略》	《省略》	1 障害が軽・中度の児童の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額。ただし、補助対象保育士等を配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に

改正後				改正前			
			<p>満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とし、子ども・子育て支援法第19条第1号に規定する児童のみの保育を担当する保育士等を配置した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の8分の6を限度とする。</p> <p>(1)～(7)《現行どおり》 2～3《現行どおり》</p>				<p>満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とし、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する児童のみの保育を担当する保育士等を配置した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の8分の6を限度とする。</p> <p>(1)～(7)《省略》 2～3《省略》</p>
延長保育事業費	《現行どおり》	《現行どおり》	<p>1 特定分 子ども・子育て支援交付金交付要綱（<u>令和5年7月31日こども家庭庁長官通知</u>。以下「国要綱」という。）別紙延長保育事業の項に定める補助基準額とし、本園と分園がある場合は、園ごとに算定した額とする。</p> <p>2 特例措置分 国要綱別紙「利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全</p>	延長保育事業費	《省略》	《省略》	<p>1 特定分 子ども・子育て支援交付金交付要綱（<u>平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知</u>。以下「国要綱」という。）別紙延長保育事業の項に定める補助基準額とし、本園と分園がある場合は、園ごとに算定した額とする。</p> <p>2 特例措置分 国要綱別紙「利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全</p>

改正後				改正前			
			<p>育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項中「<u>1</u> 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項に定める新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業における補助基準額とする。</p>				<p>育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）<u>（特例措置分）</u>」の項中「<u>3</u> 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項に定める新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）における補助基準額とする。</p>
〈現行どおり〉	〈現行どおり〉	〈現行どおり〉	〈現行どおり〉	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉	〈省略〉
調理員等特別配置費	〈現行どおり〉	〈現行どおり〉	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴	調理員等特別配置費	〈省略〉	〈省略〉	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴

改正後				改正前			
			<p>う実施上の留意事項について」(金 和5年5月19日こ 成保38こども家庭 庁成育局長、28文 科初第483号文部 科学省初等中等教 育局長通知)に規 定された調理員等 の配置数を超えて 配置された調理師 または栄養士の給 与等の年額。ただ し、市長が毎年度 予算編成時に示す <u>市会計年度任用職 員「技能職(調理 師)」の給料月額 (地域手当を含め る)を160</u>で除し て得た時間単価 (10円未満の端数 は、これを四捨五 入する。)に時間 数(90人以下の定 員の保育所にあつ ては1日4時間に 260日をかけて得 た時間数を、90人 を超える定員の保 育所にあつては1 日8時間に260日 をかけて得た時間 数をそれぞれ限度 とする。)を乗じ て得た額を限度と する。</p>				<p>う実施上の留意事 項について」(平 成28年8月23日府 子本第571号内閣 府子ども・子育て 本部統括官、28文 科初第727号文部 科学省初等中等教 育局長、<u>雇児発08 23第1号厚生労働 省雇用均等・児童 家庭局長通知</u>)に 規定された調理員 等の配置数を超え て配置された調理 師または栄養士の 給与等の年額。た だし、市長が毎年 度予算編成時に示 す<u>市旧臨時職員 「その他有資格 者」の賃金日額を 8</u>で除して得た時 間単価(10円未満 の端数は、これを 四捨五入する。)に 時間数(90人以 下の定員の保育所 にあつては1日4 時間に260日をか けて得た時間数を、 90人を超える定員 の保育所にあつて は1日8時間に 260日をかけて得 た時間数をそれぞ れ限度とする。)を かけて得た額を 限度とする。</p>
雇用安定 ・年度途 中児童受 入準備保 育士等配 置事業	《現行ど おり》	《現行ど おり》	4人分(90人以下 の定員の私立認可 保育所等にあつて は3人分)を限度 とする補助対象保 育士等の給与等の	雇用安定 ・年度途 中児童受 入準備保 育士等配 置事業	《省略》	《省略》	4人分(90人以下 の定員の私立認可 保育所等にあつて は3人分)を限度 とする補助対象保 育士等の給与等の

改正後				改正前			
			<p>年額。ただし、補助対象保育士等1人につき市長が毎年度予算編成時に示す市会計年度任用職員「<u>幼児教育職（保育士）</u>」の<u>給料月額単価（地域手当を含める）</u>に配置月数（9月分を限度とする。）を乗じて得た額を限度とする。</p>				<p>年額。ただし、補助対象保育士等1人につき市長が毎年度予算編成時に示す市旧臨時職員「<u>保育士（時差無し）</u>」の<u>賃金月額単価</u>に配置月数（9月分を限度とする。）を乗じて得た額を限度とする。</p>
一時預かり事業	<現行どおり>	<現行どおり>	<p>1 <現行どおり></p> <p>2 特例措置分 国要綱別紙「利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項中「<u>1</u> 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児</p>	一時預かり事業	<省略>	<省略>	<p>1 <省略></p> <p>2 特例措置分 国要綱別紙「利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項中「<u>3</u> 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預</p>

改正後				改正前			
			保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項に定める新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業における補助基準額とする。				かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項に定める新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）における補助基準額とする。
看護師配置費	医療行為が必要な児童および保育中に体調不良となった児童のために看護師を配置する事業	<p>1 医療的ケア児対応型</p> <p>医療行為が必要な児童が在籍する私立認可保育所等において、当該児童の在籍している期間中、当該児童の健康維持のために看護師（補助対象保育士等を除く。）を配置していること。</p>	<p>当該看護師の給与等の年額。</p> <p>1 医療的ケア児対応型</p> <p>次に掲げる額を合計して得た額を限度とする。</p> <p>(1) 医療行為が必要な児童1人当たり3,000,000円（配置月数が12月（1月に満たないときはこれを1月とする。）に満たないときは、当該額を12で除して得た額（小数点以下の端数は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 医療行為が必要な児童を8時間を超えて保育する場合において、31,250円に各月の8時間を超えて保育する時間数を乗じた額を合計して得</p>	看護師配置費	医療行為が必要な児童のために看護師を配置する事業	医療行為が必要な児童が在籍する私立認可保育所等において、当該児童の在籍している期間中、当該児童の健康維持のために看護師（補助対象保育士等を除く。）を配置していること。	<p>当該看護師の給与等の年額。ただし</p> <p>次に掲げる額を合計して得た額を限度とする。</p> <p>(1) 医療行為が必要な児童1人当たり3,000,000円（配置月数が12月（1月に満たないときはこれを1月とする。）に満たないときは、当該額を12で除して得た額（小数点以下の端数は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 医療行為が必要な児童を8時間を超えて保育する場合において、31,250円に各月の8時間を超えて保育する時間数を乗じた額を合計して得</p>

改正後		改正前		
	<p>2 体調不良児対応型児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、安心して安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図るために、看護師（補助対象保育士等を除く。）を配置していること。</p>	<p>た額</p> <p>2 体調不良児対応型 国要綱別紙「病児保育事業（特定分・一般分・事業費）」の項中「3 体調不良児対応型」における補助基準額とする。 （配置月数が12月（1月に満たないときはこれを1月とする。）に満たないときは、当該額を12で除して得た額（小数点以下の端数は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額）</p>	<p>＜改正後に新設＞</p> <p>＜改正後に新設＞</p>	
備考		備考		

改正後	改正前
<p>1～2 <現行どおり> 別記様式第1号～別記様式第2号 <現行どおり> 別記様式第3号（第4条第1項第3号関係） （別添1-1のとおり） 別記様式第3号-1 <現行どおり> 別記様式第4号（第4条第1項第4号関係） （別添2-1のとおり） 別記様式第5号 <現行どおり> 別記様式第6号（第4条第1項第6号関係） （別添3-1のとおり） 別記様式第7号（第4条第1項第7号関係） （別添4-1のとおり） 別記様式第8号（第4条第1項第8号関係） <現行どおり> 別記様式第9号（第4条第1項第9号関係） （別添5-1のとおり） 別記様式第10号（第4条第1項第10号関係） <現行どおり> 別記様式第11号（第4条第1項第11号関係） （別添6-1のとおり） 別記様式第12号（第4条第2項関係） <現行どおり> 別記様式第13号（第6条第2号関係） （別添7-1のとおり） 別記様式第14号（第6条第3号関係） （別添8-1のとおり） 別記様式第15号（第6条第4号関係） <現行どおり> 別記様式第16号（第6条第5号関係） （別添9-1のとおり） 別記様式第17号～別記様式第18号 <現行どおり> 別記様式第19号（第6条第8号関係） （別添10-1のとおり）</p>	<p>1～2 <省略> 別記様式第1号～別記様式第2号 <省略> 別記様式第3号（第4条第1項第3号関係） （別添1-2のとおり） 別記様式第3号-1 <省略> 別記様式第4号（第4条第1項第4号関係） （別添2-2のとおり） 別記様式第5号 <省略> 別記様式第6号（第4条第1項第6号関係） （別添3-2のとおり） 別記様式第7号（第4条第1項第7号関係） （別添4-2のとおり） 別記様式第8号（第4条第1項第8号関係） <省略> 別記様式第9号（第4条第1項第9号関係） （別添5-2のとおり） 別記様式第10号（第4条第1項第10号関係） <省略> 別記様式第11号（第4条第1項第11号関係） （別添6-2のとおり） 別記様式第12号（第4条第2項関係） <省略> 別記様式第3号（第6条第2号関係） （別添7-2のとおり） 別記様式第14号（第6条第3号関係） （別添8-2のとおり） 別記様式第15号（第6条第4号関係） <現行どおり> 別記様式第16号（第6条第5号関係） （別添9-2のとおり） 別記様式第17号～別記様式第18号 <省略> 別記様式第19号（第6条第8号関係） （別添10-2のとおり）</p>

付 則

(施行期日等)

- この要綱は、令和5年10月24日から施行し、改正後の草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。
(様式に関する経過措置)
- この要綱の施行の際現にある改正前の草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別添2-1

様式第4号(第4条第1項第4号関係)

所 要 額 調 書 1

施設名

(保育費)

区分	基本分保育単価 ×1.0/20(切捨) A	年 間 児童数 B	年間保育費 A×B	合計(基準額) C ①+②+③+④+ ⑤+⑥+⑦+⑧	支 出 予 定 額 D	補 助 基 本 額 CまたはDのうち いずれか少ない額	補 助 金 額	備 考
4歳以上児	標準		①					
	短時		②					
3歳児	標準		③					
	短時		④					
1,2歳児	標準		⑤					
	短時		⑥					
乳児	標準		⑦					
	短時		⑧					

(障害児入所保育所等保育士等特別配置費)

障害児数	う ち 重 度	区分	専任保育士・ 保育教諭氏名	延予定 勤務日数	配置月	支出予定額 (配置月分) A	基準額 B	補助基本額 AおよびBのうち いずれか少ない額	補助金額	備 考
保育										
教育										

(障害児保育延長加算分)

支出予定額 A	基準額 B	補助基本額 AおよびBのうちいずれか少ない額	補助金額	支出予定額の内訳
円	円	円	円	

別添2-2

様式第4号(第4条第1項第4号関係)

所 要 額 調 書 1

施設名

(保育費)

区分	基本分保育単価 ×1.0/20(切捨) A	年 間 児童数 B	年間保育費 A×B	合計(基準額) C ①+②+③+④+ ⑤+⑥+⑦+⑧	支 出 予 定 額 D	補 助 基 本 額 CまたはDのうち いずれか少ない額	補 助 金 額	備 考
乳児	標準		①					
	短時		②					
1,2歳児	標準		③					
	短時		④					
3歳児	標準		⑤					
	短時		⑥					
4歳以上児	標準		⑦					
	短時		⑧					

(障害児入所保育所等保育士等特別配置費)

障害児数	う ち 重 度	区分	専任保育士・ 保育教諭氏名	延予定 勤務日数	配置月	支出予定額 (配置月分) A	基準額 B	補助基本額 AおよびBのうち いずれか少ない額	補助金額	備 考
保育										
教育										

(障害児保育延長加算分)

支出予定額 A	基準額 B	補助基本額 AおよびBのうちいずれか少ない額	補助金額	支出予定額の内訳
円	円	円	円	

別添3-1

様式第6号(第4条第1項第6号関係)

所要額調書 3

施設名 _____

(延長保育事業費関係)

支出予定額 A	寄付金 取	その他の 額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額 E	補助金額	備考
円		円	円	円	円	円	

(延長保育事業費関係(特例措置分))

支出予定額 A	寄付金 取	その他の 額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額 E	補助金額	備考
円		円	円	円	円	円	

(一時預かり事業(一般型・幼稚園型I))

支出予定額 A	寄付金 取	その他の 額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額 E	補助金額	備考
円		円	円	円	円	円	

(一時預かり事業(余裕活用型))

支出予定額 A	寄付金 取	その他の 額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額 E	補助金額	備考
円		円	円	円	円	円	

(一時預かり事業(特例措置分))

支出予定額 A	寄付金 取	その他の 額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額 E	補助金額	備考
円		円	円	円	円	円	

別添3-2

様式第6号(第4条第1項第6号関係)

所要額調書 3

施設名 _____

(延長保育事業費関係)

支出予定額	寄付金	その他の	差引額	基準額	補助基本額	補助金額	備考
A	収入	額	(A-B)	C	CまたはDのうち いずれか少ない額E	円	
円		円		円	円	円	

(延長保育事業費関係(特例措置分))

支出予定額	寄付金	その他の	差引額	基準額	補助基本額	補助金額	備考
A	収入	額	(A-B)	C	CまたはDのうち いずれか少ない額E	円	
円		円		円	円	円	

(一時預かり事業(一般型・幼稚園型I))

支出予定額	寄付金	その他の	差引額	基準額	補助基本額	補助金額	備考
A	収入	額	(A-B)	C	CまたはDのうち いずれか少ない額E	円	
円		円		円	円	円	

(一時預かり事業(余裕活用型))

基準額	補助基本額	補助金額	備考
円	円	円	

(一時預かり事業(特例措置分))

支出予定額	寄付金	その他の	差引額	基準額	補助基本額	補助金額	備考
A	収入	額	(A-B)	C	CまたはDのうち いずれか少ない額E	円	
円		円		円	円	円	

別添4-1

様式第7号(第4条第1項第7号関係)

保育費使途計画明細書

※科目区分は社会福祉法人会計基準の資金収支計算書の区分に準じて仕訳すること

会計	支出科目区分	説明	積算根拠(計算式)	金額	上限設定	資料
	大区分	中区分				
施設 (本部)	<経常活動による支出>					
	[人件費支出]					
	[事務費支出]					
	[事業費支出]					
	[借入金利息支出]					
	<施設整備等による支出>					
	[固定資産取得支出]					要
	<財務活動による支出>					
	[借入金元金償還金支出]					
	[積立預金積立支出]					※1 要
施設ま たは本 部(土 地分)	<経常活動による支出>					
	[借入金利息支出]	土地取得借入金償還金				要
	<施設整備等による支出>					
	[固定資産取得支出]	土地取得費				要
	<財務活動による支出>					
	[借入金元金償還金支出]	土地取得借入金償還金				要
[積立預金積立支出]	土地取得積立預金積立支出				※1 要	

上限設定※1 補助額の1/3以内

金額計